清泉女子大学人文科学研究所紀要 第41号 2020年3月

モンテスキューにおける共和政と平和

愛 甲 雄 一

要旨 一般に国際政治学の中で多数派支配を意味する共和政は、平和と結び付けて語られることが多い。そうした語りを行なった人物の代表的事例がカントであるが、しかし『法の精神』の著者として知られるモンテスキューも、実は同様の指摘を行なっている。ただ国際政治学の中では長い間、このモンテスキューの議論はほとんど取り上げられないままに放置されてきた。そこで本稿では、この研究上の空白を埋めることを通じて、共和政の対外的関係というテーマを今後再考するための足掛かりを得ることを目指したい。

実はモンテスキューの主張は、カントのように、共和政それ自体を平和的と見なすものではない。この政体と対外的な好戦性とは本来矛盾する、というのが彼の見解であり、その理由として、共和政国家が論理的に小国でなくてはならないことが挙げられている。モンテスキューによれば、共和政が持続するためには、私益よりも公益を優先する「徳」が人びとの間に備わっていなければならない。だが徳の維持は大国であるほど難しく、ゆえに共和政は、領土拡大を旨とする好戦的姿勢と両立させることが困難である。こうして対外的な平和の追求が、共和政の維持にとっての必要条件になる。

ところが共和政の歴史は、この政体が好戦的になり得ることを示してきた。実際、マキャヴェリを始めとするモンテスキュー以前の共和主義者たちは、主にローマの事例から、共和政を好戦的あるいは膨張主義的な政体と位置付けていたのである。しかしモンテスキューからすれば、ローマの帝国化は「歴史の偶然」に過ぎず、それと共和政との間に必然的な関係は存在しない。ただ共和政が大国化し得ることは否定できない歴史上の事実であり、だからこそそれを防ぐために、幾つかの策を講じる必要がある。その防止策として彼が提示したのが、以下に挙げる3つの方策であった。すなわち、小国である共和国が連合してその防衛力を拡大させる「連合共和国」を結成すること、専制への防波堤としての自由な制限政体を保持すること、そして「商業の精神」の普及によって平等な社会状態を維持すること、の以上3点である。

今日、行き詰まりを見せる現代社会への処方箋として、「共和主義」の再興を唱える向きは少なくない。だが、共和政の対外的関係というテーマに関して言えば、この点をめぐる現代の共和主義者たちの関心は相対的に希薄なままに留まっている。本稿が示すモンテスキューの国際政治理論は、この文脈において、重要な示唆や知見を与えるものとなるのではあるまいか。

モンテスキューにおける共和政と平和

キーワード：モンテスキュー、共和政、平和

The Republican Regime and Peace in Montesquieu

AIKO Yuichi

Abstract The republic has often been associated with peace in the study of International Relations (IR). Immanuel Kant's famous dictum that the republican regime is inherently pacific is a prime example of this association, but his is not at all the only voice that was heard among his contemporaries. Montesquieu, another famous political philosopher in the eighteenth century, also proclaims that "the spirit of republics lies in peace". IR scholars have, however, paid little attention to this claim, leaving it largely unexamined so far. This paper tries to fill in this gap; it also aims to establish a theoretical basis to re-consider the issue of the republican regime and its external foreign policy.

Unlike Kant, Montesquieu did not consider the republic *per se* to be of a peaceful orientation. His claim is rather that the nature of the republican regime is incompatible with a militant foreign policy and, in this light, it needs to be peaceful. This claim of Montesquieu comes from his oft-cited theorem that the republican regime should be small in size. "Virtue" — the moral quality that prioritizes public interests over individuals' private interests— is the necessary principle that, he argues, makes the regime smoothly function, but this quality is readily lost among its people when the republican state becomes larger in territory. The republic must refrain from being aggressive in its external relations for this reason. It is required to keep peaceful relations with other states; and, if not, it would not be able to sustain its own republican regime.

To be sure, history is full of examples that show the republic does not always follow this pattern. Ancient Rome is a prominent example of this tendency and, in fact, its subsequent development into the Empire had led many republicans before Montesquieu, such as Machiavelli, to believing that the republic is inherently militant and expansionist. Montesquieu, on the other hand, maintains that the Roman experience was the mere product of historical coincidences and has no correlation with its regime type. He however admits that the republic is not free from the danger of collapsing into despotism and therefore suggests, though only implicitly, that some preventive measures are to be taken to sustain the regime. What he proposes as these measures are the following three: to form a "federal republic" in which small republics unite themselves to enlarge their defensive forces against external aggressors; to keep the free and "moderate" constitution of the republican regime in which powers are divided; and to maintain the equal

society through the spread of the “spirit of commerce.”

Today many scholars, including some IR scholars, argue that “republicanism” is a promising alternative to the dominant liberal ideology and defend it as a means to reinvigorate modern societies. This debate is, however, relatively silent on the issue of external relations of the republican state, which is surely an area to which IR scholars should contribute. Montesquieu’s argument on the republic and its external relations could be a good starting point in this respect; it could give some fruitful insights for further discussions on the issue.

Key Words: Montesquieu, the republic, peace

はじめに

共和政は、戦争で多大な犠牲や負担を強いられる民衆の賛同なしには開戦を決定できないがゆえに、一般には対外的な平和を志向する――これは、「民主主義の平和」論を熟知している現代の国際政治学徒ならば、誰もが知る定式であろう。そして、この定式化を行なった代表的な先人が『永遠平和のために』（1795年）のカントであったことも、きわめてよく知られた事柄である[1)]。だが実際には、多数者の支配を意味する共和政を平和的な政体と位置づけることは、けっしてカントの専売特許ではなかった。話を彼と同時代の18世紀末に限ってみても、トマス・ペインやジェイムズ・マディソンなど、同様の主張を行なった人物をすぐさま指摘することができる[2)]。そしてさらに遡ることその約半世紀前、同じく共和政と平和とを結び付けた著名な人物がいた。この人物こそ、本稿で取り上げるモンテスキューに他ならない[3)]。

モンテスキューは『法の精神』（1748年）第9編第2章において、「共和政の精神」は平和――および節度――に存すると指摘している。それに対する「戦争と強大化」を旨とする政体が、彼によれば、一人の人物によって統治の行なわれる君主政であった（IX, 2: 371）。ところが、政体とその対外的関係とを論じたこのモンテスキューの定式化に国際政治学徒たちが着目することは、これまでほとんど見られなかった[4)]。18世紀ヨーロッパを代表するこの啓蒙思想家の知名度、後世への彼の影響力などを鑑みるなら、この無視は実に奇妙なことと言わねばならない。だがそれは、おそらく以下の3つの事情から、国際政治学者の関心対象から抜け落ちてしまったのである。

第一に、一般に権力分立の主唱者として知られるモンテスキューの理論は国内政治制度をその関心事に含む「政治学」のそれではあっても、国家間関係を

主な分析対象とする「国際政治学」のそれではない、という狭隘な専門主義が、こうした無視の背景にあり続けてきたと考えられる[5]。モンテスキューの作品が国際政治理論のアンソロジーにほとんど含まれてこなかったという事実は、この点を裏書きするものと言えよう[6]。自らの土俵外に彼の理論を追いやってしまえば、国際政治学者がそこに関心を抱く必要はもはやなくなる。約40年前の「国際関係に関するモンテスキューの理論については、極めてわずかなことしか書かれていない」という批判は、こうして今まで妥当し続けてきたのである[7]。

第二に、近年の研究ではモンテスキューを法の支配に基づく君主政の支持者に据える解釈の主流なことが、彼の共和政論に対する関心一般を削いできた可能性がある[8]。この主流派によれば、モンテスキュー最大の関心事はフランス君主政の専制化防止にあり、古典古代に栄えた共和政は、18世紀ヨーロッパには既に適合し得ない政体と見なされていた[9]。上述のように国際政治学においては、元々モンテスキューへの関心が希薄である。こうした状況下では、彼の共和政論に国際政治学者が着目してこなかったとしても不思議ではない。

最後に、共和政と平和とを結び付けたモンテスキュー自身の説明がさほど明確でないという事実も、それへの関心を妨げてきた蓋然性が高い。実際、「共和政の精神」に平和を挙げた記述の前後で、彼はそう言える理由を何ひとつ与えていない。カントの方がこの点では格段に明晰であり、人びとの注目がこの哲学者の議論に集まってしまうのも、言わば当然である。最近とある論者は民主主義の平和論を批判し、その主唱者はカントでなくモンテスキューの議論に注目すべきとの主張を行なっている。ところが、なぜかその人物もモンテスキューの説明が曖昧なせいか、共和政と平和とをめぐる彼の議論にまったく言及していない[10]。

本稿は、こうした研究上の空白の解消をひとつのねらいとしている。共和政と平和とをめぐるモンテスキューの議論に着目することで、彼の国際政治理論に対する理解を促し、国際政治学における古典研究のさらなる充実に貢献したい。だが、本稿における真の目的は、実は次の点に存する。すなわち、現在話題にされることも多い共和政の、その対外的関係というテーマを再考するための新たな足掛かりを得ることである。

共和政をめぐるモンテスキューの国際政治理論に今日注目すべき理由は、彼が――カントのように――この政体それ自体を平和的だと主張したからではない。彼が実際に行なった主張は、共和政の維持と対外的な好戦性とは本来両立し得ない、というものであり、実はこれは、彼以前には一般的であった議論の方向を転換させるかなり斬新な主張であった。私見では、まさにこうしたモン

テスキューの共和政論だからこそ、国際政治学者はそこに関心を払う必要がある。なぜなら彼のそうした主張は共和政が好戦的になり得ることへの強い自覚から来るものであり、彼の議論は、まとまった形ではないながらも、共和政がそれを防ぐための手立てを提供するものだからである。近年、国際政治学徒を含む一部論者たちの間からは、現代への処方箋として「共和主義」の再興を謳う声がしばしば聴かれる。そうした主張に対し、本稿が示すモンテスキューの議論は意味ある知見を提供することだろう。

以下の議論は、次の順番で進められる。まず次節では、モンテスキューが「共和政の精神」に平和を挙げた理由はそれが共和政維持の条件だったこと点を、明らかにしておく。その上で、その平和のために共和国には何が必要だとモンテスキューが考えていたのか、当時の知的文脈も踏まえつつ示すことにしよう。最後に、以上の議論から共和政や共和主義をめぐる今日の研究に何が示唆されるのかを簡単に論じて、本稿の結論に代えたい。

一　なぜ平和は「共和政の精神」なのか

モンテスキューが「共和政の精神」として平和を掲げたのは、共和政国家は領土の拡大を旨としない小国でなくてはならない、という彼自身の確信から来ている[11]。共和政は統治規模の拡大によりその存立が困難になるため、膨張主義的な政策とは本来両立し得ない、というわけだ。「共和国が小さな領土しか持たないことは、その本性からくる。そうでなければ、共和国はほとんど存続できない」(VIII, 16: 362)。だからモンテスキューによれば、共和政における軍備もその目的は、専ら防衛のみに限定されるべきものとなる（V, 19: 304)。彼は古代スパルタを「軍事的」な共和政と形容しているが（V, 6: 280)、この共和国が長く存続し得た理由も、それが領土の拡大を拒否したからだと述べている（VIII, 16: 362)。

ではなぜ共和国は、膨張を旨としない小国でなければならないのか。この問いに答えるにはまず、モンテスキューが共和政をいかなる政体として捉えていたのかを確認しておかねばならない。彼の政体分類法は、個々の政体における最高意思決定権力――最高権力――がどこにあるかを基準としている。彼は、それが人民全体に属す場合は民主政、一部の人民に限られる場合は貴族政と呼び、ひとりの人物に最高権力が属す場合に限り、法治の有無に応じてそれを君主政ないし専制と呼んだ。モンテスキュー言うところの共和政は、民主政と貴族政の双方を含む。最高権力が複数の人民に分有されている場合、それはすべて共和政と見なされたのである（II, 1, 2: 239)。

ここで多くの者はモンテスキューが共和国の常態を小国と見なした理由について、以下のそれを想起するのではあるまいか。すなわち、共和政とは最高権力を持つ人民が直接統治を行なう政体であるから、それは必然的に人民が一堂に会し得る程度の規模に制限される、との理由である。周知の通り、これは後にルソーが『社会契約論』（1762年）で指摘をし、マディソンなどが古代共和国における「直接民主政」の欠点と見なした特徴であった[12]。だがモンテスキュー言うところの共和政が「直接民主政」と同一物だったのかと言えば、その点は必ずしもはっきりしない。貴族政はもとより民主政でも統治の職務は一部の人びと――元老院・顧問会議・議員・行政官など――に基本的には委ねられるものとされ、人民の役割は、そうした統治権限執行者たちの選出・任命にほぼ限定されている（II, 2: 239–240）。それ以上の人民の行為はけっして望ましいこととは考えられておらず（XI, 6: 400）、そのせいか、共和政の特徴に人民のすべてが一堂に会することを挙げる議論は、少なくとも明示的にはモンテスキュー作品の中には見当たらない。

共和政は小国でなくてはならないとするモンテスキューの理由はむしろ、彼が各政体の「原理」と呼んだものと密接な関係がある。それは各政体を動かすために備わっているべき人間の情念のことであり、ある特定の情念が広く人びとの間に共有されている場合に限り、各々の政体は安定的に機能するという（III, 1: 250–1）。逆にそれを欠いてしまえばその政体は腐敗することを余儀なくされるが（III, 11: 261）、そう主張するモンテスキューが共和政の原理として指摘をしたのが、他ならぬ「徳vertu」であった（Avertissement: 227; III, 3: 251; III, 4: 254）[13]。

モンテスキューがその徳を説明する言葉は、実に多岐に渡る。だがそれは要するに、人びとが「自分自身の利益よりも公的な利益を継続的に優先すること」、すなわち「自己犠牲」的な「祖国への愛」を意味するものであった（IV, 5: 267）。だがここでは、モンテスキューがこの共和政の徳を「平等への愛」とも表現していたことに注目したい（Avertissement: 227; V, 3: 274）。なぜならそれは、共和国は小国であらねばならないとする彼の理由を理解するうえで、重要なポイントとなるからである。

共和政では、たとえ間接的にではあれ人民が（貴族政の場合は「貴族」たちのみ、ということになるが）共同体全体に関わる統治の最終的な権威の源泉であるから、その人民の一部でも私益に走るようなことがあれば、この政体は早晩立ち行かなくなる。共和政に公益を優先させる自制心や自己犠牲の精神、すなわち徳が要求されるのは、そうした逸脱を抑え込む必要からであった。しかしモンテスキューによれば、私益の優先化、その結果としての徳の消滅は、人

民の間に不平等がある場合は回避することが難しい。というのも、富・資産の偏在を原因とする奢侈の広まりや特権の拡大などは、快楽の追求や嫉妬、憎悪といったものを生み、公益の忘却を生じさせるからである（VII, 2: 335）。同様の理由から、他人よりも卓越したいという野心、多くを所有したいという欲望もまた、共和政においては警戒すべきものとなる（III, 3: 252）。そこで、こうした感情を抑止するものとしてモンテスキューが指摘したのが、古代共和国の事例を範とした平等な「質素さ」であった。

皆が等しく質素な状態で満足しているのであれば、贅沢に対する羨望や貧困への蔑み、私欲などを人は抱く必要がない（V, 4: 276）。「広く行き渡った質素からのみ」「各人は同じ幸福と同じ利益を持ち、同じ喜びを味わい、同じ希望を抱く」ようになり、だから民主政に関して言えば、その政体への愛はさらに「質素への愛」とも言い替え得るのである（V, 3: 274）。モンテスキューが繰り返し説く貴族政の「節度」の大切さも、同様の発想に基づいている。貴族政は制度的には政治的な不平等を前提にした政体であるから、そこでは最高権力を持つ貴族の側に、格差を人びとに感じさせない節度が要求される（III, 4: 254; V, 8: 284）。しかもそれは、人民の側を基準にしての節制と簡素さとを重視する節度であらねばならなかった（V, 8: 284）。モンテスキューが貴族政の「完全さ」の尺度を民主政との近さに求めたのは（II, 3: 247）、貴族政もまたその種の平等を原則とする共和政の一種だからである。人びとの間の平等、それも質素な状態でのそれが保たれていることが、民主政であろうと貴族政であろうと必要なのである[14]。

しかしモンテスキューによれば、共和国の規模が拡大してしまえば、平等のみならず「祖国への愛」、すなわち徳の維持も困難になる。彼の示すその理由は『法の精神』の中に散逸しているが、概ね以下の3点である。第一に、「大きな共和国にはより大きな財が存在するため……ひとりの公民の手には過剰なまでの富の蓄積がなされることになり、利益は個人化される。」これは「祖国というものが存在しなくとも、幸福でかつ偉大、光栄であり得る」との感情を人の中に呼び起こしてしまうものであり（VIII, 16: 362）、だから共和政においては、大国化は当然避けねばならない。第二に、大国化すれば共和国は無数の考慮すべきことに直面して、公益の認識が困難になる。そのような事態に陥った場合、本来は単なる私益に過ぎないものが公益とすり替えられ、それはますます徳の喪失へと繋がっていきかねない。ところが、対照的に「小国においては、公益はよりよく感じられ、よりよく知られ、各公民にとってより近いものとなる」（Ibid.）。第三に、質素さの平等を社会の中で保つ上でも、共和国は小国であることが欠かせない。ひとつには、「平等への愛」はそれを人びとの間に育むた

めの教育を必要とするが、モンテスキュー曰く、そうした「社会全体に関わる教育を与え、全人民を一家族のように教育することは、小国においてのみ起こり得る」(IV, 7: 270)。また、無用な富の蓄積を可能にする貨幣は人びとの欲望を招き寄せ、徳を腐敗させる。よって貨幣の存在は質素さの平等を旨とする共和政とは調和しないが(IV, 6: 269)、その貨幣のような「共通の尺度」を持たないことも、やはり社会が単純な小国でのみ可能なことだという(IV, 7: 270)。

以上のように、「共和政の精神」に平和を掲げたモンテスキューの意図は、小国性がその政体を維持するための条件だと主張するところにあった。共和政を動かす原理である徳を維持し、そのために必要な質素さの平等を定着させるためには、それが大国であることは望ましくない。だからこそ、共和政国家は「自分の領土に満足する」という意味で平和的である必要があり(VIII, 16: 363)、万が一共和政国家が「征服」を行なったとしても、それは相応の「公民の数」を超えてはならない、と主張されたのである(X, 6: 382)。

しかしこうしたモンテスキューの議論は、共和政それ自体が必ずしも平和的でないことを主張するものとも言える。その平和志向性は、政体の原理から来る論理的な要請に過ぎない、というわけだ。ではなぜ彼は、後のカントらに見られるような共和政イコール平和的という定式化を行なわなかったのか。これについては、そうした定式化が当時は自明でなかったという政治思想史上の事実だけを指摘しておくに留めたい。後述のように、モンテスキュー以前の時代には、共和政を好戦的かつ膨張主義的な政体と見なすことがむしろ一般的であった。それがなぜカントの活躍する18世紀末には反転するに至ったのか、これは実に興味深い問題であるが、本稿ではこの問いに深入りすることは控えておく。重要なのは、この変化の端境期にあったモンテスキューの国際政治理論は、共和政を好戦的な政体と捉えるそれまでの議論を踏まえた上でなされたものだった、ということである。だからこそ彼には、共和政が平和を保ち得るための条件を考察する理論上の必要が生じ得たのであり、本稿の関心からすれば、それによって彼の議論は今日的な意味を持つものとなり得たのである。

次節では、そうした政治思想史上の背景を踏まえた上で、モンテスキューが示す共和政の平和を維持するための諸条件を明らかにしていく。

二　共和政が平和を保ち得る条件とは何か

(1) 共和政は好戦的か

多くの者は、近世ヨーロッパにおける共和主義最大の思想家としてマキャヴェリを挙げることに、異論はないだろう。その彼の『ローマ史論』(1531年)

によれば、共和政における公益優先の精神こそが、古代ローマを帝国へと導いた原動力であった[15]。マキャヴェリはこの点について、「より多くのvirtùがローマに存在していたことが、その帝国の獲得にどれだけ寄与したことか」と表現している[16]。周知の通り、イタリア語のvirtùは徳を意味するモンテスキューのvertu、または英語のvirtueに対応する言葉であるが、しかしマキャヴェリの場合、その訳語には徳ではなく「力量」「実力」が用いられることも多い。なぜならそれは、彼においては「政治的栄光を達成しようとするならば自らの軍隊にまずは教え込む……必要のある資質」だからだ[17]。ローマはこうした意味での徳を持つ共和政だったからこそ、帝国を築き得るほどの軍事強国になり得たというわけである。

17世紀イングランドの共和主義思想においても、これと類似の議論を確認できる。その代表格であるジェイムズ・ハリントンが描いた理想の「オシアナ共和国」は、自国軍に防衛しか求めない「現状維持のための共和国」ではなく、対外的な進出を行なう「拡張する共和国」であった[18]。ハリントンによれば、その共和国での統治は徳のそれであり、その徳は共和国兵士としての軍務、あるいはそのための軍事教練を通じて人びとの間に養われていく[19]。また彼とほぼ同時期のアルジェノン・シドニーにおいても、私益よりも公益を優先させる徳の共和国は、絶対君主政国家よりも戦争の遂行という点で優位に立つものであった。なぜなら、共和政下では人びとの「徳、祖国に対する愛、よき統治があらゆる苦難の下で増幅し、最終的にその苦難を克服する力」になるからだという[20]。

モンテスキューは、これら先人たちの共和政論を熟知していたようだ[21]。とすれば、なぜその彼が「共和政の精神」を征服行為とは対極にある平和と結び付けたのか、極めて奇妙に映る。いかなる事情からモンテスキューは、この共和政論の「伝統」から訣別したのだろうか。これについては本論から外れるため、ここでは、彼にとって征服戦争は専制政体とのみ結び付く非難の対象であった点を指摘しておくに留めたい。既にその最初期の作品『ペルシャ人の手紙』（1721年）の中で、「征服は、それ自体では何の権利ももたらさない」とモンテスキューは述べ、自衛戦争および他国から攻撃を受けた同盟国を助ける戦争のみを「正しい戦争」と見なしている（271–2）。逆にそうではない「大戦争」を行なっている代表例が「フランス王」（165–6）、すなわち専制の別名である「東洋式政治」を好んだルイ14世であった（184）。後の『法の精神』の中でのモンテスキューは、「破壊の精神」を伴わない征服戦争ならば容認されると論じており、自身の征服戦争批判を幾分後退させた感もある（X, 3: 378）。しかしその戦争も「自然の限界に留まるべきである」と主張され（X, 9: 384）、専制

国家の場合に限り、そうした制約が考慮されない旨が指摘されている（X, 16: 392）。要するに、道徳的に容認し得ない征服戦争は専制政体のみに帰せられるものであり、他の政体は元来それを行なうべきではないとされたのである。

ところが史実としての共和政は、ローマを典型として、征服戦争を行ない帝国化することがあった。これはモンテスキューも認めるところであり、だとすればそこで問われるべきは、共和政と帝国化との間の必然性の有無、ということになる。実はこの問いへの解を記したものが、『ローマ人盛衰原因論』（1734年）であった。

同書のモンテスキューは、ローマ共和政の強大化の理由に関し、マキャヴェリら先人のそれとほぼ同様の主張をしばしば披露している。そこでは公民たちに「深慮、英知、勇気、栄光と祖国に対する愛」などの徳が存在しており（174）、そのためローマ人は、私的な富の獲得には関心を示さず祖国の防衛、さらには偉大さ――領土の拡大、征服――の実現に向かっていったのだという（81, 84）。またローマがもし建国当初の君主政のままであったら、それは平和だが「凡庸」な状態に留まっていただろう、ともモンテスキューはほのめかしている（70）。ローマの軍事強国化は共和政の成立によって実現したのだ、と彼は論じてもいるようであり（72–5）、とするなら、その議論は彼以前の共和主義思想と同一だったとも言えそうである。

だがモンテスキューが同書の中で行なっているのは、共和政ローマの戦争国家化を様々な「歴史の偶然」から説明することだ[22]。極めて貧しい小君主国として出発したことや好戦的なサビニ人との同盟、王が変わるごとに既存の約束が反故にされる当時の万民法などによって、ローマは当初から戦争し続けることを余儀なくされていたという（69–70）。共和政期に入ってからも、戦争は一年任期の執政官にとって名声を素早く手に入れるための格好の手段であり、元老院も、人民への恐れから外部の敵に彼らの関心を向ける政策を強く好み、またその人民も、商業や工芸が十分に発達していなかったが故に、略奪を通じた富の蓄積を可能にする戦争の強力な支持者と化していった（72）。ローマの軍事技術はこうして否が応でも高まることとなり、勇敢さが「美徳」の地位を獲得していく。講和の締結は戦勝後に限るとの発想から勝利が常に追求されたことも、ローマのさらなる軍事国家化に一役買うことになった。もちろん、共和政ローマでは特に財産（土地）の質素な平等が実現していたことが、私益や奢侈の追求、怠惰へと人びとが堕落することへの抑止剤として働き、祖国防衛に力を尽くす強大な軍隊の形成に繋がった、ともモンテスキューは指摘している（80–1）。ただ彼からすれば、この平等も、「古代的習俗、すなわち貧乏というある種の慣習」という歴史上の産物に他ならなかった（84）。つまり共和政ロー

マ下での帝国化がどこまでこの政体であることの論理的帰結なのか、この点についての彼の説明は至極曖昧なのである。

またモンテスキューにおいては、こうして領土の拡大に成功したローマが共和政を一定期間維持し得たことも、同様に「歴史の偶然」から説明される。既に述べたとおり、共和政国家による大国化は、彼の観点からすれば、そもそもその政体の原理に反している。だが初期の共和政ローマは領土の拡大に慎重であり、よってそれに因る徳の堕落も質素さの喪失も、すぐには起こらなかった。当時は攻城戦に適した武器が使用されておらず、兵士を城砦に長く留め置くための給与の支払いも行なわれなかったため、戦闘後には、勝者も敗者も等しく故郷に帰還していたからである（73–4）。代わりにローマは、敗者への征服や占領は安易に行なわず、友好国ないし同盟国として既存の自治を許しながら、実質的にそうした諸国を従属させる方式を採用していた。これもモンテスキューの見るところ、元老院の賢明さという歴史の僥倖の産物であった（99–108）。

ところが、繁栄を重ねたローマがイタリアを超えて行動するようになった時、共和政の維持は困難となる。遠隔地に残された兵士たちは徐々にローマへの忠誠心を失い、他方で多様な非ローマ人が「ローマ公民」を構成するようになる。彼ら新公民の間では「ローマを見る目も同じでなく、祖国に対してもはや同じ愛をもたず、ローマ的感情もなく」なり、人びとの中の「同じ精神、自由への同じ愛、専制への同じ憎しみ」も間もなく消滅してしまった（118）。人びとの間で新たに幅を利かせ始めたのは富の蓄積や奢侈の追求であり、その結果としての堕落や犯罪である（121–2）。商業や手工業は依然公民以外の職業と見なされたため戦士的徳がすぐさま失われることはなかったものの（122）、共和政ローマが政体を変えないままにいることはもはや不可能であった（173）。

だからモンテスキューの考えでは、ローマの事例は共和政一般の帰結を示したものではない。その履歴は「歴史の偶然」の産物であり、したがってそこに、共和政のための教訓を仰ぐべきではないのである。彼に言わせれば、「賢明な共和国は……自らを偶然に晒すという危険に委ねてはならない」（117）のであり、あえて言うならこの点こそ、モンテスキューがローマの事例から導き出した共和政の従うべき指針であった。

（2）共和政が平和を維持するにはどうすべきか

こうしてモンテスキューは、「偶然」に頼らない共和政維持の方策を模索する、というテーマを背負うことになる。しかしこれは、序文で触れた現在の主流派解釈が正しいとすると、フランス君主政の専制化を防ぐという彼の同時代的な

関心事から大きく逸れる課題であった。おそらくそのせいであろうか、この問題へのモンテスキューの解がまとまった形で示されることはない。ただし、その観点から『法の精神』を丹念に読み解くならば、彼が相応の解を抱いていた様子が確認できる。その防止策としてモンテスキューは以下の3点を示していた、と本稿は主張したい。

第一の方策は、いかにして共和国の防衛力を維持するかに関連する。先に示した事情から小国でなくてはならない共和政国家は、自国の防衛に動員できる兵士の数や様々な物資の量などの点で、どうしても大国に比べて不利である。初期の頃からローマが不断に戦争し続けなければならなかったのも、やはりそれが貧しい小国だからであった。だが、そのローマを範として外的脅威を削ぐため大国化を目指すならば、それは共和政自体の崩壊を招くことになる。これは、同政体にとっての解き難いジレンマである。

しかしモンテスキューに言わせれば、この問題に関してはある有効な解決法が存在する。それすなわち、複数の共和国同士が同盟を結び、各々内部的にはそれまでの独立性を保ちながら、外部に対してはひとつの大きな全体として対処する「連合共和国république fédérative」の結成であった。この連合体を実現できれば、それは「各々の内的統治における良さを享受し、外部に対しては連合の力により強大な君主国にあるすべての利点を持つ」ことが可能となろう（IX, 1: 369–70）。そして実際、この連合体はモンテスキューの時代にもオランダやドイツ、スイスで存在した国制であり、共和政ローマが「世界を攻略」するほどに強大な力をもち得たのも、実はこの連合体を結成していたからであった（IX, 1: 370）。ただこの連合への参加国は本来すべて共和政国家であるべきであり（IX: 2: 371）、国力もまた、相互に概ね等しいことが望まれる（IX, 3: 372）。そうであれば、連合参加国の一国が強大化したり侵略的になったりすることも防止でき（IX, 1: 370）、各共和政国家は小国のまま「専守防衛」に徹することができるはずである。

このように「連合共和国」を形成するならば、外部からの脅威を誘引とした大国化への衝動や過度の軍事化などは防止することができるだろう。では国家の内部から共和政を掘り崩し、好戦的な政体を現出させてしまいかねない問題については、いかなる対処法が講じられるべきだろうか。この点に関係するのが、以下の2つの方策である。

モンテスキューが二番目に提示する方策は、権力の集中化を許さない制限政体――穏和な政体gouvernment modéré――を共和政の下で維持することである。この有名な「権力分立」に関わる議論は近年、彼がより強い関心を抱いていたとされる君主政との関連で触れられることが多いが、しかしその重要性は、

民主政と貴族政とを含む共和政の文脈でも、やはり彼によって指摘されている（XI, 4: 395）。周知の通り、モンテスキューが権力の集中を危惧するのは、それが権力同士による相互抑止の状態から解放され濫用されることとなり、結果として自由な政体の破壊に繋がるからである。私益に対する公益の優先を旨とした徳の上に成り立っている共和政においては特に、権力の恣意的利用は私益の優先を意味する致命的なものと言え、それは当然専制政治という堕落をもたらすであろう（V, 14: 297）。この危惧からモンテスキューは、共和政の原理である徳でさえも制限されることが必要だと主張しており（XI, 4: 395）、この事実からも、彼がいかに権力の分散状態を重視していたかが見て取れる。

同様のことは、彼の「極端な平等」をめぐる議論からもうかがい知ることができる。先述の通り、モンテスキューは共和政を維持するための条件として、人びとの間に質素な平等が必要である旨を繰り返し説いているが、「極端な平等」は、そこでいう平等とはまったくの別物とされる。すなわちそれは、「人民が自ら委託した権力にすら満足できず、すべてを自分自身で行ない、元老院に代わって審議し、役職者に代わって執行し、すべての裁判官に取って代わろうとする」（VIII, 2: 349–50）状態のことである。言い換えれば、誰もが自分自身を除く誰の命令にも従わず、結果として自らが選んだ代表者のそれにも従おうとしない、その意味ですべての人々にとって平等な「万人による専制政治」（VIII, 6: 354）の現出した状態のことだ。これは言わば、人民全体が権力を独占している状態であって、これをモンテスキューは、共和政における典型的な腐敗の姿だと見なしている。こうした状況に陥ることを防ぐためにも、権力の分散された制限政体を保持することが、共和政でも欠かせないのである。

共和政が平和を維持するための方策としてモンテスキューが提示する三番目のそれは、「商業の精神esprit de commerce」の定着を通じて平等な社会の維持を目指すものである。ここでモンテスキューが言う「商業の精神」は、マルクス的な意味での富への盲目的追求を意味するものではない。それは「質素、倹約、節度、労働、思慮、平穏、秩序、規則の精神を導く」ものであり（V, 6: 280）、偏見を治癒し穏和な習俗を産み出すもの（XX, 2: 586）として定義づけられている。この精神が共和政にとって重要であるのは、ひとつには、それが商売を行なう国民同士を結び付け、相互依存の関係を創出することで、両国間を平和へと向かわせるからである（Ibid.）。だがここでは、モンテスキューがこの精神を共和政維持のための国内的条件を形成するものとしても捉えている点を、強調しておきたい。これは、彼が共和政の存続にとって重要な条件と見なしていた質素な平等という問題に関連しており、つまり、上述の定義からも類推されるように、商業の精神は第一に特定の者に過度の富が集中すること、

第二に他より目立ちたいという虚栄心から来る奢侈の追求とは無縁であるはずのものと理解されているのである。だからこそ商業は、平等な人びとに適した職業であり（V, 8: 286）、共和政に適合的なものとされる[23]。「この［商業の］精神が存続する限り、それが作り出す富は何らの悪影響ももたらさない」（V, 6: 280）

しかしこの点に関わるモンテスキューの議論は、やや矛盾を感じさせるところがある。なぜなら、共和政存続のカギとしてあれだけ強調されていた徳――私益への拘泥を抑止するこの政体の原理――と商業の精神とは対立する、とも彼は述べているからだ（XX, 2; 586）。スパルタを始めとする古代ギリシアで公民が商業や貨幣に関与することを禁じられていたのも、そうした徳の破壊を恐れてのものだった、とモンテスキューは指摘している（IV, 8; 272）。ならば、商業の精神が深く浸透することになればそれはむしろ共和政の消滅に繋がる、ということになるのではあるまいか。

ところがモンテスキューにおいては、例えば先に見たハリントンなどのように、公民たちの軍事的な教練を通じた徳の涵養があからさまに主張されることはない。さらに共和政ローマに関して言えば、彼の議論の中には、そこでの商業の軽視と軍事の重視とが後のその帝国化と共和政の崩壊を招き寄せた、と言わんばかりの記述も見受けられる（XXI, 14: 632–3; XXI, 16: 635）。そうした記述と比較するなら、逆に「商業的」と形容されたアテナイの方がモンテスキューにおいて高く評価されているようでもあり（XXI, 7: 610–1）、そうだとすると、彼が商業的共和国を望ましい共和政国家のあり方として認識していた可能性は高い。実際、彼と同時代に存在していた共和国にはヴェネツィアやオランダなど商業的なそれが目立つこと、18世紀半ばのヨーロッパでは貨幣経済や通商が一般的になっていたことなどを鑑みるなら、モンテスキューがその種の共和国を現実的な選択肢を考えていたとしても、あながちあり得ないこととは言えないだろう。

つまり彼は、商業は徳のような公益を優先する「祖国への愛」は生み出すものではないにしても、それが共和国において主たる公民によって営まれ、また過度の富が特定の人物に集中しないよう法律の規制が十分に機能するのであれば、共和政を崩壊させるような悪徳を生み出すことはない、と考えていたのである（V, 6: 280）。そうした状況下では、あらゆる人びとが働くことを要求されるという意味で互いに同等の存在となり、また怠惰の結果奢侈に走る有閑階級も生み出すことがない。モンテスキューは、こうした商業のあり方を奢侈のそれと区別して「経済économie[24]のための商業」と呼んでいる。そしてそれが行なわれている限り、商業の精神は維持され、人びとの間の質素な平等の上

に共和政も保たれ得る、と彼は考えたのである。

連合共和国の形成、権力の分割、商業の精神の維持というこれら3つの方策により、共和政は大国化や好戦化を志向することなく存続できる――これがモンテスキューの提示した、同政体に対する処方箋であった。

おわりに

本稿では、これまであまり注目されてこなかったモンテスキューの共和政をめぐる国際政治理論に焦点を当てて、それがカントらのそれ――共和政それ自体を平和的と見なす議論――と同一ではなく、共和政の存立のためにはこの政体が本来平和的な志向を持つものでなくてはならない、と論じたものあったことを示してきた。モンテスキューによれば、この政体は元来規模の小さい小国においてのみ安定的に存在し得るものであり、そうでなければ、共和政を動かすための動力であるところの徳、すなわち、私益よりも公益を優先する「祖国への愛」を人びとの間に維持し得ない。領土が拡大してしまえばその徳を保持する上で障害となる経済的な不平等の拡大もまた避け得ないため、ゆえに共和政は、対外的に膨張主義的な政策は選択し得ないという意味で、平和的でなくてはならない、とされたのである。だがそう主張するモンテスキューも、かつての共和政ローマのように、状況によってはこの政体を採る国家が好戦化し帝国化する可能性を十分に理解していた。そこで、そのための防止策として「連合共和国」の形成、権力の分割、そして「商業の精神」の維持を共和政に対し提起していたのが、彼の国際政治理論だったのである。モンテスキューは、これが彼の本来の関心からは逸れるものだったせいか、確かに以上のような議論をまとまった形で示していない。しかし、幾多のテーマを含む『法の精神』を共和政の対外的関係という観点から読み解くならば、以上のような共和政論が彼のその主著からは浮かび上がってくるのである。

果たしてこのモンテスキューの議論は、今日的にはいかなる意味を持ち得るだろうか。ここでは、近年耳にすることも多い「共和主義」に関する議論との関連でのみ、この点に触れておきたい。この共和主義への関心は、伝統的な政治思想史において看過されてきた共和主義という思潮の掘り起こしと併せて、ある種の政治的意図をもって推進されてきたと言える。すなわち、現代社会の病理として広く観察される利己主義や社会に対する無関心、政治へのニヒリズムなどをいわゆる「自由主義」の産物と見なし、これに代わる「共和主義」――人びとの中の国家共同体の一員としての意識、政治・社会への積極的な参加、公共心の復活・再生を擁護する思潮――の再興が、そこでは企図されてい

るのである[25)]。この主張の是非をめぐっては、当然賛否両論があり得よう。ただ、そこで目指されている共和政国家の対外的性格をめぐる関心が彼ら共和主義者たちの間でも必ずしも目立たないことは、ここで付言しておきたい。その種の話は共和政における徴兵制の導入と好戦性という問題の枠に、概ね留まってきたのではないだろうか[26)]。

この意味において、本稿が示してきたモンテスキューの議論は、一定の示唆や知見をこの問題領域に与えるものとなっているはずである。例えば、共和政とその国家の規模をめぐる問題は、現代の共和主義者たちもまた改めて考えてみるべき重要な課題であろう。同様に、共和政の存立には経済的な平等の維持が欠かせない、との論も、近年日本でも頻繁に指摘される格差の拡大という問題を前提にした場合、共和主義を現代社会に当てはめようとするのであれば、避けては通れない重要なテーマだと言わねばなるまい。もちろん、18世紀半ばのヨーロッパを前提に展開されたモンテスキューの議論をこの21世紀の現在に不用意に適用することは、厳に慎む必要がある。だが、それを理由に彼の主張や論点を過去にのみ属すものとして無視することも、安易との誹りを免れないだろう。少なくとも現在十分には考えの及んでいない問題への糸口を示してくれるという意味で、モンテスキューの共和政をめぐる国際政治理論には、謙虚に耳を傾けるだけの価値があるのではあるまいか。

注

1）イマニュエル・カント「永遠平和のために」（遠山義孝訳）、『カント全集14』岩波書店、2000年、264–5頁。民主主義の平和論を牽引した以下の2作品は、いずれもカントのこの議論に言及している。Michael W. Doyle, “Kant, Liberal Legacies, and Foreign Affairs”, *Philosophy and Public Affairs*, 12–3 (Summer 1983) pp. 225–32;　ブルース・ラセット『パクス・デモクラティア――冷戦後世界への原理』（鴨武彦訳）、東京大学出版会、1996年、3頁。なお周知の通り、民主主義の平和論では、カントの言う「共和政」を現在の民主政と事実上の同一物として扱うのが一般的である。

2）トマス・ペイン『人間の権利』（西川正身訳）、岩波書店、1971年、187–8頁; James Madison, “Universal Peace”, Madison, *Writings* (New York: Library of America, 1999), pp. 505–7.

3）本稿でのモンテスキュー作品からの引用は、すべてプレイヤッド版の全集 Montesquieu, *Œuvres complètes*, 2 vols., texte présenté et annoté par Roger Caillois (Paris: Gallimard, 1941, 1951) に拠った。その際、『ペルシャ人の手紙』(vol. Iに所収) と『ローマ人盛衰原因論』(vol. IIに所収) の場合は参照箇所の頁数のみを本文中の括弧内に、『法の精神』(vol. IIに所収) の場合に限り、その参照箇所が第何編（ローマ数字）の第何章（アラビア数字）にあるのかも併せて記載した。

なお引用に際し当該作品に邦訳のある場合は適宜参考にしたが、採用した訳文はすべて筆者自身のものである。

4）確かに一部の国際政治学者たちは、政体と対外的な関係に関するモンテスキューの議論に言及している。例えば、Torbjörn L. Knutsen, *A History of International Relations Theory* (Manchester: Manchester University Press, 1992), p. 107; Nicholas Greenwood Onuf, *The Republican Legacy in International Thought* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998), p. 233. しかし両著作とも、その言及はほんのわずかでしかない。

5）「モンテスキューの国際政治思想／国際関係思想」と題された論文が発表されている日本の場合は、この学問的傾向の例外といえるかもしれない。瓜生洋一「モンテスキューの国際政治思想――帝国批判の視角から」、『国際政治』第69号、1981年10月、38–57頁、押村高「モンテスキューの国際関係思想――18世紀ヨーロッパの構造的変動と国家理性観の修正」、『青山国際政経論集』第31号、1994年9月、41–62頁、第35号、1995年9月、49–69頁。しかし両者とも、共和政と平和との結び付きについて詳しく論及しているわけではない。

6）そうしたアンソロジーとして、Howard Williams, Moorhead Wright and Tony Evans (eds.), *A Reader in International Relations and Political Theory* (Milton Keynes: Open University Press, 1993; John A. Vasquez (ed.), *Classics of International Relations*, third edition (Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall), 1996; Chris Brown, Terry Nardin and Nicholas Rengger (eds.), *International Relations in Political Thought: Texts from the Ancient Greeks to the First World War* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002); Phil Williams, Donald M. Goldstein and Jay M. Shafritz (eds.), *Classic Readings and Contemporary Debates in International Relations*, third edition (Boston: Wadsworth), 2006などが挙げられるが、このうちモンテスキューの著作を掲載したのは、『法の精神』の「万民法droits des gens」に関する数章を採用しているクリス・ブラウンら編集のもののみである。

7）Mark Hulliung, “Montesquieu’s Interpreters: A Polemical Essay”, Harry C. Payne (ed.), *Studies in Eighteenth-Century Culture: Volume 10* (Madison: The University of Wisconsin Press, 1981), p. 336.

8）安武真隆「モンテスキューと共和主義」、田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間――シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会、2006年、325頁。

9）広い意味でこうした傾向の上にあるモンテスキュー研究として、川出良枝『貴族の徳、商業の精神――モンテスキューと専制批判の系譜』東京大学出版会、1996年、Harold A. Ellis, “Montesquieu’s Modern Politics: *The Spirit of the Laws* and the Problem of Modern Monarchy in Old Regime France”, *History of Political Thought*, 10–4 (Winter 1989), pp. 665–700などがある。

10）Haig Patapan, “Democratic International Relations: Montesquieu and the Theoretical Foundations of Democratic Peace Theory”, *Australian Journal of International Affairs*, 66–3 (June 2012), pp. 313–29.

11）モンテスキューが共和政を平和志向的と見なした理由に関する以下の議論は、安武

真隆による解説ともほぼ重なる。安武「『法の精神』における「共和政」と「法の精神」」、『関西大学法学論集』第50巻第1号、2004年4月、111–6、130頁。

12) ジャン＝ジャック・ルソー「社会契約論」（作田啓一訳）、『ルソー全集　第五巻』白水社、1979年、203–5頁；A. ハミルトン・J. ジェイ・J. マディソン『ザ・フェデラリスト』（齋藤眞・武則忠見訳）、福村出版、1998年、46–9頁。

13) モンテスキューの説明に従えば、共和政の二形態のうち貴族政は、民主政ほどにはその徳を必要としない。貴族政の場合、徳が必要なのは最高権力に与る者たちのみ、すなわち貴族団体に属す者たちのみだからである。とは言え、徳が必要だという点では両政体に違いはない（III, 4: 254）。

14) 一方でモンテスキューは、次節で示す通り、特に民主政における「極端な平等」の追求は批判している。

15) Niccolò Machiavelli, *The Discourses* (London: Penguin Books, 1970), edited with an introduction by Bernard Crick, using the translation of Leslie J. Walker, S. J., with revisions by Brian Richardson, p. 275.

16) Ibid., p. 274.

17) クェンティン・スキナー『マキアヴェリ――自由の哲学者』（塚田富治訳）、未來社、1991年、134頁。

18) James Harrington, *The Commonwealth of Oceana and A System of Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992), edited by J. G. A. Pocock, pp. 155–157.

19) 淺沼和典『近代共和主義の源流――ジェイムズ・ハリントンの生涯と思想』、人間の科学社、2001年、191頁。

20) Algernon Sidney, *Discourses Concerning Government*, edited by Thomas G. West, Indianapolis: Liberty Fund, 1996, p. 201.

21) モンテスキューがマキャヴェリ、ハリントン、シドニーの政治的主著を熟知していた点については、Robert Shackleton, “Montesquieu and Machiavelli: A Reappraisal”, Shackleton, *Essays on Montesquieu and on the Enlightenment* (Oxford: The Voltaire Foundation at the Taylor Institution, 1988), edited by David Gilson and Martin Smith, pp. 120–128、が詳しい。

22) Richard Myers, “Montesquieu on the Causes of Roman Greatness”, *History of Political Thought*, 10–1 (Spring 1995), p. 45.

23) ただしモンテスキューは、共和政の中の貴族政においては、貴族たちによる商業は禁止されるべきだと主張している。これは、貴族たちが商業を行なえば制度的に有利な地位にある貴族に富が集中し、一般の人びととの間に極端な不平等が生じてしまうからである（V, 8: 286）。

24) フランス語のéconomieには、「倹約」の意味もある。

25) こうした問題意識下にある文献は多いが、日本語の文献では、例えば、レジス・ドゥブレ、樋口陽一、三浦信孝、水林章『思想としての〈共和国〉――日本のデモクラシーのために』みすず書房、2006年、などがある。

26) 前掲書、179–81頁、の他、三浦瑠麗『シビリアンの戦争――デモクラシーが攻撃的になるとき』岩波書店、2012年、229–31頁、などを参照。